

## ○東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱細則

平成16年4月1日

改正 平成17年12月27日

平成22年1月27日

平成23年5月12日総長裁定

平成26年1月21日

平成27年4月2日学生生活支援審議会

平成28年1月12日

平成29年1月10日学生生活支援審議会

令和2年2月10日学生生活支援審議会

この細則は、東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程（昭和52年規第18号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、規程第2条から第6条に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

### I 学業の基準

1 学業が優秀であると認められる者とは、次の者とする。

(1) 学部学生

① 本学の入学者選抜試験の合格をもって優秀とみなす

② 日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）給付奨学生（予約採用含む）

(2) 大学院学生

指導教員等が優秀と認めた者

### II 家計の基準

1 入学料を納付することが著しく困難であると認められる者又は経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められる者とは、本人の属する世帯の総所得金額が別表に掲げる収入基準額以下に該当する者とする。この場合、総所得金額の算定は別添「総所得金額の算定方法」による。

ただし、大学院に入学する者のうち、次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定する。

① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

② 父母等と別居している者

③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

2 長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超えた場合であっても日本学生支援機構の特例推薦による金額を超えない場合は、特例として免除の対象とすることができる。

3 家計の判定に当たっては、本人が受けている奨学金（給付型奨学金に限る。）を総所得金額に加算するとともに、本人の授業料相当額を特別控除の対象としない。なお、この取扱細則に定めるもの以外の取扱いについては、日本学生支援機構の取扱いを準用する。

### Ⅲ 免除の申請及び許可

#### 1 申請

- (1) 入学料免除の申請者は、所定の書類を、所定の期日までに、総長に提出するものとする。
- (2) 支援機構給付奨学金予約採用者及び支援機構給付奨学生である者は、所定の書類に、「採用候補者決定通知」を添えて、総長に申請することができる。
- (3) 所定の書類に不備があるものは、受理しない。

#### 2 許可

- (1) 全額免除及び半額免除は、家計評価額（総所得金額－収入基準額）の低い者から順に認定する。
- (2) Ⅲ－1に基づき申請された者について、総長は、学生生活支援審議会の議を経て免除することができる。

#### 附 則

この取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日改正）

この取扱細則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月27日改正）

この取扱細則は、平成22年1月27日から施行し、改正後の東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱細則の規定は、平成22年度に学部又は大学院の研究科若しくは教育部に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、転入学又は編入学を許可された者から適用する。

附 則（平成23年5月12日改正）

この取扱細則は、平成23年5月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月21日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月2日改正）

この細則は、平成27年4月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年1月12日改正）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月10日改正）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月10日改正）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

(別添)

入学料免除に係る収入基準額表（家計評価額算出用）

別表 収入基準額表

(学部)

区分		
世帯人員	1人	167万円
	2人	266万円
	3人	306万円
	4人	334万円
	5人	360万円
	6人	378万円
	7人	395万円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに17万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区分		
世帯人員	1人	182万円
	2人	290万円
	3人	334万円
	4人	364万円
	5人	393万円
	6人	412万円
	7人	432万円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

(大学院博士課程)

区分		
世帯人員	1人	254万円
	2人	404万円
	3人	467万円
	4人	507万円
	5人	548万円
	6人	574万円
	7人	602万円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに28万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(別添)

総所得額の算定方法

総所得金額とは、申請者の属する世帯（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者にあっては本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。））の金銭、物品などの1年間の総収入金額（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が父母等から金銭、物品などの給付を受けている場合はその金額を、本人が奨学金（給付型奨学金に限る。）を受けている場合はその金額を合算した額）から、（1）必要経費、（2）特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、独立生計者と認定された者以外の本人の収入については、本人が奨学金（給付型奨学金に限る。）を受けている場合のみその金額を総所得金額に算入するものとする。

また、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額（本人が給付を受ける奨学金は、申請の当該年度に給付が予定されている額とすること。）によることとし、これにより難しい場合は、日本学生支援機構の取扱いを準用すること。

おって、総所得金額の算定に当たっては、本人の配偶者の収入についても、総所得金額に算入するものとする。

ただし、授業料免除の対象者として選考するとき、本人の配偶者の収入が当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額に算入しなくて差しつかえないものとする。

#### （1） 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこと。

##### ① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

- ・ 収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。
- ・ 収入金額が104万円を超え200万円までのもの  $\text{収入金額} \times 0.2 + 83 \text{万円}$
- ・ 収入金額が200万円を超え653万円までのもの  $\text{収入金額} \times 0.3 + 62 \text{万円}$
- ・ 収入金額が653万円を超えるもの 258万円

（注）

- 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
- 2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

##### ② 商業、工業、林業、水産業所得

年売上高から、必要経費として、売上原価と営業経費とを控除する。

なお、売上原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

##### ③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。

また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該入学料免除実施前12月間における収入のみとする。

(2) 特別控除

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

特別の事情		特別控除額			
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	① 母子・父子世帯であること。	99万円			
	② 就学者のいる世帯であること。	小学校	31万円		
		中学校	46万円		
			自宅通学 万円	自宅外通 学 万円	
		高等学校	国・公立	39	69
			私立	88	118
		高等専門学校	国・公立 1～3年 次	39	69
			国・公立 4・5年次	43	72
			私立1～ 3年次	88	118
	私立4・5 年次		87	116	

		大学	国・公立	74	121	
			私立	133	180	
		専修学校	高等課程	国・公立	39	69
				私立	88	118
			専門課程	国・公立	36	81
				私立	102	147
	③ 障害者のいる世帯であること。	障害のある人1人につき 99万円				
	④ 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。				
	⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
	⑥ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
	⑦ 父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき38万円。 なお、その所得が38万円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。				
B 本人を 対象と する 控除	自宅通学	23万円				
	自宅外通学	70万円				

備考

- 1 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に申請者本人分は含めない。
- 2 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。
- 3 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額を

あわせて控除することができる。